

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和元年10月31日(木) 開会 午後 3時25分 閉会 午後 4時45分
2 ところ	徳島市役所 南館5階 協議会室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 橘 栄一 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 石田 哲治 3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 10番委員 武市 慧治 11番委員 松浦 義幸 12番委員 板東美佐緒 13番委員 高畠 元治 15番委員 住友 勇 17番委員 野口 芳久</p>
5 欠席者	なし
6 欠員	なし

7 議 事	<p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について（5条許可）</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第5号議案 非農地証明願の審議について</p> <p>第6号議案 非農地通知の審議について</p> <p>第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項第1号の規定に基づく届出について 2. 農用地利用配分計画の認可の報告について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 転用許可の取消について（4条許可） 7. 転用許可の訂正について（5条許可） 8. 転用許可申請の取下げについて（5条許可）
-------	--

令和 元年 10月 徳島市農業委員会総会農地関係 議事録

(開会 午後3時25分)

議長 ただいまから令和元年10月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、1番・岸本 昇委員、12番・森 政雄委員にお願いします。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、保留の案件となりました農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

今回の案件は、9月の総会開催の時点で、転用申請の許可後、工事未完了分があり、保留となっていました。工事完了願が提出され、現地の確認も行いました。

1番は、所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業を営んでおり、取引先が資材置場を探しており、土地所有者からは土地売却の申出があり、条件が一致したことから、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、先月の17日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。また、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第1号議案は以上1件で、田のみ1,481㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1,481㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 先月17日の午前11時より、地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、私と野口推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、JA徳島市南井上支所から南東へ約600mに位置しており、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天貸資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、先月に公告されたばかりのことです。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議

も整っているとのことでした。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、南井上地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ、耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ療養・その他生活資金のためによる売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後55aに至り、譲受人は対象地において、しそや菜の花の栽培を行うとのことでした。

第3号議案は、以上1件となり、対象地は畑459㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。では、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページをお開きください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が農家住宅及び庭園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、申請人は現在の居宅が老朽化し、また、西側の山腹から土砂崩れを起こす危険性があるため、既存の居宅は取り壊し、新たに安全な場所に住宅を建て替えたいと考え、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は、以前から倉庫が建築されており、このたびの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番は、申請人が進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、申請人は、平成6年に農家住宅を建て替えした際に工事用車両や資材搬入のため、広い進入路が必要となり、宅地部分と南側市道との間にある農地について進入路として利用を開始しました。進入路として使用されているのは、この1箇所だけであり、現在も宅地と一体利用されていることから、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、このたびの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番は、申請人が宅地部分に隣接する3筆の農地の一部を進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、本件申請地のうち1筆の農地において、平成23年に農地法5条転用許可を受けて世帯分離住宅が建築されました。このことにより、元からあった申請人の居宅の敷地部分について、建築基準法上の接道が存在しなくなったことから、新たな進入路を確保するため、この度の申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、以上3件で、転用面積は、田366.63㎡、畑242.45㎡の計609.08㎡。転用目的の内訳は、全て住宅用地になります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。

まず、3番案件についてですが、添付書類が一部不備となったため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。書類が揃い次第、来月以降、挙げさせていただきます。議案書4ページからを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在マンションで生活しておりますが、親が所有する土地に新築し、隣接地で暮らす計画が持ち上がり、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在賃貸アパートにて生活をしていますが、将来を考えると、手狭になることを感じていました。そこで、親が所有する申請地が閑静な場所にあり、周辺農地への支障も無いと判断したため、住宅を新築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は不動産業を営んでおり、八万町内で工事を複数件請け負っている業者から、資材置場の要請を受けたため、貸資材置場として計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

5～18番は、所有権を移転し、大規模な病院建築のため転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、病院及び介護老人保健施設を営み、既存の病院に近く、病院建築に必要な一団の土地であり、国道438号線にほぼ面していることから、申請地を選定し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の21日に八万地区の委員2名、事務局1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

19番は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土木建築業を営んでおり、現在利用中の駐車場と一体利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

20番は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土木建築業及び廃棄物処理業等を営んでおり、現在利用中の作業場所

の近くに駐車場を設置することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

21番は、所有権を移転し、進入路及び庭園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、申請地の隣接地を宅地として購入し、単独では道路に通じていないため、申請地も同時に購入し、進入路及び庭園として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、一部の現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

22番は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、断熱材の製造及び販売を営んでおり、営業所敷地内では、従業員用の車両だけで手狭になり、自由に出入りすら出来ない状況です。そこで、近隣地に従業員用の駐車場用地を構えることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

23番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在アパートにて生活をしていますが、子供が大きくなり手狭になってきたことに加え、近隣に住む両親の面倒を見ることも考え、申請地に住宅を新築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

24番は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、自動車の製造・販売・整備等を営んでおり、預かり車両や、社用車、従業員の車両等で手狭になり、業務に支障が生じている状況です。そこで、業務円滑化のため、隣接地を追加の駐車場用地として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

25番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、現在休耕地となり、今後の耕作予定がない申請地で発電事業を行うことを計画し、申請に至ったものです。発電設備の概要は、太陽光パネル250枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額800万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

26番は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準に

については、譲受人は、現在休耕地となり、後継者も不在状況である申請地を見つけ、売買の話もまとまったことから、個人名義で発電事業を行うことを計画し、申請に至ったものです。発電設備の概要は、太陽光パネル312枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,564万円、全額を借り入れ資金とする融資証明の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

27番は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、建設業を営んでおり、現在利用中の資材置場は借地であり、近日中に返却することになったため、今後の事業拡大を見込んでいる地域周辺で、新たな資材置場として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

28番は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、良好な日当たりが確保できる申請地を見つけ、土地所有者がこの先農業を続ける見込みが少ないことも含めて、発電事業を行うことを計画し、申請に至ったものです。発電設備の概要は、太陽光パネル384枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

29～38番までの案件は、施設の概要等が同一のため、合わせて説明させていただきます。これらの案件については、すべて譲受人が使用貸借権の設定を受けて、支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電施設を設置するものです。3年前に一時転用の更新許可を受けた箇所を再更新する案件です。

一般基準について、申請者たちは、将来の農地保全と農業経営の安定による地域発展への寄与を目的に新しい農産物の生産を構想し、6次産業化までを考えた薬草栽培を計画しました。この計画の中、十分な作業空間を確保できる高さにソーラーパネルを設置し、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することを思い立ち申請に至りました。転用部分については、いずれもソーラーパネルの架台支柱部分及びキュービクル等の発電設備を設置する部分のみを一部転用しようとするものです。また、いずれの申請も一時転用となっており、期間は、前回許可の満了日の翌日から3年間です。この一時転用については、期間満了時に再度一時転用の許可を受けることで、継続してソーラーパネルを設置することが認められます。営農型太陽光発電施設の許可を受けた場合、ソーラーパネルの下部を農地として継続利用し、毎年農業委員会に報告を行う義務が営農者に課せられています。今回の申請においては、申請者が共同して、許可期間の3年間で実績作成を試みた自然薯、エゴマ、うるい、カリフラワー、里芋、ミョウガ、アカシソを栽培するとの営農計画が提出されていますが、過去3年間の実績に関する根拠資料の提出を求めたところ、一部の実績資料は提出されましたが、目標とする80%の実績を証明できるだけの根拠資料は提出されず、十分な実績の確認には至っておりません。

次に、案件ごとに立地基準、太陽光発電施設の規模について説明します。29番は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地及び、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に区分されます。ソーラーパネル1,157枚、

パネル出力283.46kW規模のもので、30番は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に区分されます。ソーラーパネル528枚、パネル出力129.36kW規模のもので、31番は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地及び、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されます。ソーラーパネル3,114枚、パネル出力762.93kW規模のもので、32番は、全て集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されます。ソーラーパネル3,004枚、パネル出力735.98kW規模のもので、33～38番は、全て集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されます。33番は、ソーラーパネル792枚、パネル出力209.88kW規模のものを、34番は、ソーラーパネル624枚、パネル出力152.88kW規模のものを、35番は、ソーラーパネル1,936枚、パネル出力484.00kW規模のものを、36番は、ソーラーパネル1,100枚、パネル出力275.00kW規模のものを、37番は、ソーラーパネル384枚、パネル出力96.00kW規模のものを、38番は、ソーラーパネル396枚、パネル出力99.00kW規模のものとなります。甲種農地及び第1種農地については、一時的な利用の不許可の例外規定に該当します。また、営農型太陽光発電施設の全ての案件について、今月の8日に南井上地区の委員1名、国府地区の委員1名、事務局2名、営農者側7名により地区審査を実施しました。

第4号議案は、以上37件で、保留が1件。田が20,942.83㎡、畑が4,646.65㎡、計25,589.48㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地が1,253.55㎡、駐車場・資材置場 4,559㎡、

その他施設用地 19,776.93㎡です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、5～18番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月21日の午後1時半から5～18番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と谷野推進委員さん、転用者側2名、事務局1名の5名です。申請対象の農地は、園瀬橋の南詰から南西へ約100mから広がる一体地であり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して病院建築のため転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのこと。土地の造成については、周囲をコンクリート擁壁で囲み、盛土は最大3mを計画しています。給水については、国道438号線にある水道管より申請地に引き込み、排水については、医療施設内の排水を北側水路に2箇所、南側水路に6箇所、排水施設を設置し、放流する計画です。また、地元の水利組合との協議も整っており、承諾書も提出されているとのことです。

今回の転用許可申請について、大規模な転用ではありますが、農地法上で許可となる条件を満たしており、八万地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして、29～38番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはい

かがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月8日の午前10時から営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、谷川委員さんと私の委員2名と、営農者側7名、事務局2名の11名で地区審査を実施しました。今回の更新の農地の総面積は、35,927㎡となります。事務局からの説明もありましたように、転用期間は3年間の一時転用となります。ソーラーパネルの下部での営農計画についてですが、国府花園薬草クラブの加入メンバー協同で自然薯、エゴマ、うるい、カリフラワー、里芋、ミョウガ、アカシソを栽培するとのこと。これまでの作付け状況については、不安な部分もありましたので、今回は現地調査も実施し、営農状況の確認も行いました。また、今回の申請には、作成した計画に沿い、営農を約束する旨の誓約書も提出されているようです。

過去の実績については、様々な要因から目標値に及ばず、乏しい部分もありますが、今回の地区審査やその後のやりとりの中でも、今後の実績については必ず添付することを約束させたため、南井上地区及び国府地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

森委員 5～18番案件について質問します。申請地は、大雨が降った時に冠水する地帯です。排水ポンプもありますが、何十年に一度というような大雨が頻繁に起こっており、ポンプだけでは処理できず、農産物や付近の住民に対する被害が出てくると思います。その件については、十分に配慮されていますか。

議長 申請地は、八万地区ですが、南側に位置する上八万地区においては、大雨時に冠水し、平成16年の台風23号の時には多くの家屋が床上浸水をいたしました。その後、湛水防除事業としてポンプ場が設置されております。しかし、このポンプ場は、農地に対してのみであり、完璧とはいえません。これについては、地元から国に対し、もっと大きなポンプにするよう要望する形で動いております。

また、病院建築につきましては、地域住民に対する説明会も開かれ、病院の理事長との間で協議を重ねた結果、新たに排水ポンプ場を設置して対応するとの話になり、地元町内会としてもこれを了解し、病院建築はやむ無しと捉えておりますので、御理解をしていただけたらと思います。

森委員 排水に係る懸念があることから、農業委員会としても“排水防除も努力すること”を前提とすることで、付帯決議を付ける形がいいと思います。

議長 大雨時でも冠水すること無く、救急指定病院の拠点として機能するよう取り組んで行く方向になっております。貴重な意見ありがとうございました。

その他、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

3番案件を保留、1～2番、4番案件と19～28番案件を議案書のとおり許可すること、5～18番案件（排水ポンプの新設など、できる限り影響を軽減するための

措置を十分検討されたいという意見を付帯する)と29～38番案件を議案書のとおり許可相当として、県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については3番案件を保留、1～2番、4番案件と19～28番案件を議案書のとおり許可すること、5～18番案件(排水ポンプの新設など、できる限り影響を軽減するための措置を十分検討されたいという意見を付帯する)と29～38番案件を議案書のとおり許可相当として、県に諮問することに決定いたしました。

次の審議に移ります。第5号議案 非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書11ページを御覧ください。まず、本件証明願について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、北井上小学校から南に約300mに位置し、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請者の父によって昭和39年に住宅を建築して以降、住宅敷地として利用されるようになり、現在においても農地としては機能しておりません。

非農地化の確認資料としましては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は、以上1件で、地目は田、面積は555㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第6号議案、非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書12ページを御覧ください。

1番案件の土地は、方上小学校から南へ約700mに位置しており、合計5筆あります。現地調査については、先月20日に、地元の委員さん4名と事務局2名で状況を確認しております。対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂しており、周りの山林と同化し、境界もわからない状態です。農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な

状態であると認められます。また周辺は山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われまます。

第6号議案は、以上1件で、対象地は畑890㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようすので採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書13ページからを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第7号議案は、以上3件で、税務署に報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようすので採決いたします。

第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第8号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書14ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は、新規設定が8件、再設定が48件で合計56件となっており、そのうち、賃貸借権が46件、使用貸借権が10件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～2番が多家良地区・4筆・2件、3番が勝占地区・1筆・1件、4番が上八万地区・2筆・1件、5～6番が入田地区・3筆・2件、7～9番が不動地区・4筆・3件、10～15番が応神地区・13筆・6件、16～27番が川内地区・20筆・12件、28～30番が国府地区・4筆・3件、31～38番が南井上地区・36筆・8件、39～56番が北井上地区・31筆・18件となっております。

利用権設定については以上で、田51筆67,384.56㎡、畑67筆75,288㎡の合計118筆142,672.56㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書23ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。24ページにわたり6件受理しました。

25ページを御覧ください。2番は、農用地利用配分計画の認可の報告についてです。1件報告しました。

26ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。7件受理しました。

27ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。28ページに渡り13件受理しました。

29ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件処理しました。

30ページを御覧ください。6番は、農地法第4条許可の取消についてです。1件受理しました。

31ページをお御覧ください。7番は、農地法第5条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

32ページを御覧ください。8番は、5条転用許可の取下げについてです。2件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

以上をもちまして、令和元年10月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時45分)